

○農林水産省告示第八百七十六号

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一

第五 平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千三百三十一号（ペルーから發送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
三 生産地における検査及び証明 (一) (略) (二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエに侵されていないものであること。 イ (略)	三 生産地における検査及び証明 (一) (略) (二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。 イ (略)

附 則

この告示は、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年八月一日）から施行する。